

## 第6期計画の位置づけ及び今後のスケジュール

### 1 法的位置づけについて

平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間とする「赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」並びに、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」の2計画を一体的に策定するものであります。

### 2 計画の期間及び見直し時期

「介護保険事業計画」は介護保険法第117条第1項の規定に基づき、3年を1期として計画内容を見直す必要があります。

そのため平成26年度に平成27年度から平成29年度を計画期間とする本計画の策定を行います。

また、老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8第6項および介護保険法第117条第4項の規定に基づき、介護保険事業計画と一体的に策定します。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
現在の計画	赤穂市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画【第5期】					
次期の計画			見直し 計画策定	赤穂市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画【第6期】		

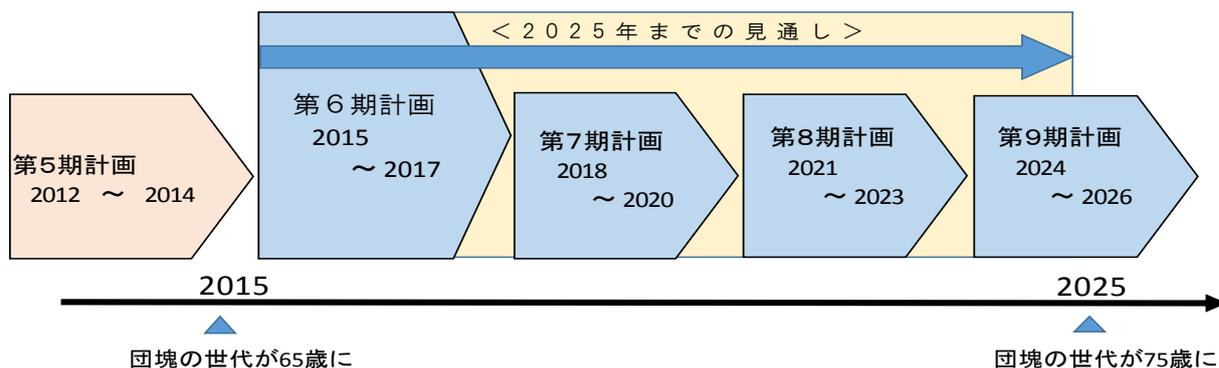
### 3 計画の策定体制

本計画は、高齢者をはじめとした市民全体の計画として策定されることが重要であることから、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、公募委員などの参加を得て、「赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、幅広い関係者の意見を反映させながら計画策定を進めていきます。

## 4 国の制度改正について

高齢化と人口減が進んでも維持できる医療や介護制度を目指し、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（以下、「医療・介護総合確保推進法」という。）が平成26年6月18日に成立しました。

団塊の世代が75歳以上に達する2025年（第9期：平成36年～38年）を見据え、この法律に基づき本計画を策定することになります。



### (1) 高齢者介護を取り巻く状況

介護保険制度が創設された2000年当時、約900万人だった75歳以上の高齢者は、2012年は約1500万人、2025年には2000万人を突破し、要介護者となる可能性が高まる後期高齢者の増加は、高齢者介護の分野に大きな変化が予想されています。

65歳以上の高齢者数

	65歳以上	75歳以上
	高齢者人口（割合）	高齢者人口（割合）
2012年8月	3058万人（24.0%）	1511万人（11.8%）
2015年	3395万人（26.8%）	1646万人（13.0%）
2025年	3657万人（30.3%）	2197万人（18.1%）
2055年	3626万人（39.4%）	2401万人（26.1%）

## どうなる2025年

	2025年になると	
<b>65歳以上</b>	3058万人 (2012年)	▶ 3657万人 1.20倍
<b>75歳以上</b>	1511万人 (2012年)	▶ 2197万人 1.45倍
<b>65歳以上の 単独・夫婦世帯</b>	1038万世帯 (2010年)	▶ 1346万世帯 1.30倍
<b>認知症高齢者</b>	280万人 (2010年)	▶ 470万人 1.68倍
<b>介護給付費</b>	10兆円 (2014年度)	▶ 21兆円 2.10倍
<b>介護保険料</b>	5000円 (2012年度)	▶ 8200円 1.64倍

出典：日本の将来推計人口（社会保障・人口問題研究所）

「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数について（厚生労働省）

(2) 医療・介護総合確保推進法の概要 (資料1-1)

I サービス提供体制の見直し

1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 地域ケア会議の推進
- (4) 生活支援サービスの充実・強化
- (5) 介護予防の推進
- (6) 地域包括支援センターの機能強化

- 2. 地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直し
- 3. 在宅サービスの見直し
- 4. 施設サービスの見直し } (図1)
- 5. 介護人材の確保
- 6. 介護サービス情報公表制度の見直し

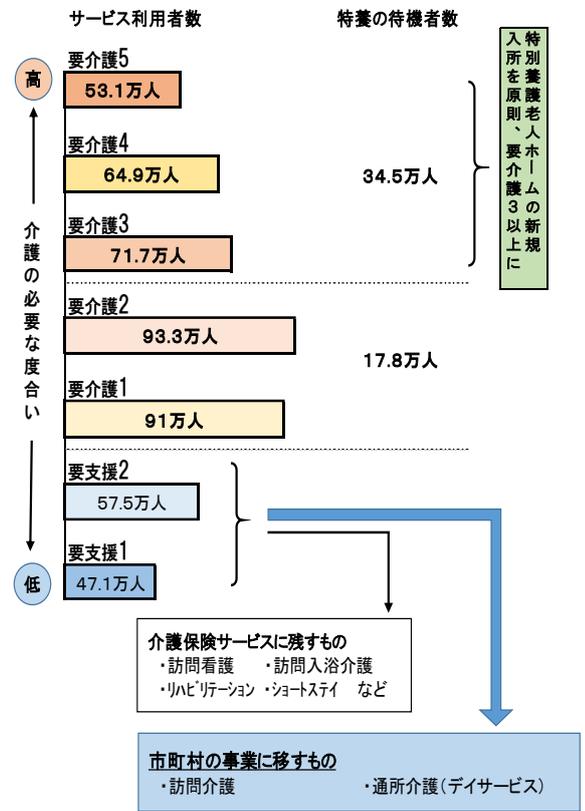


図1

II 費用負担の見直し

- 1. 低所得者の1号保険料の軽減強化等
- 2. 一定以上所得者の利用者負担の見直し (図2)
- 3. 補足給付の見直し (資産等の勘案) (図3)

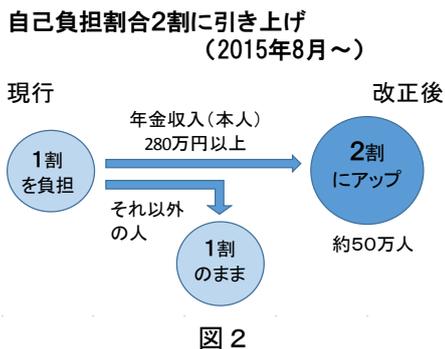


図2

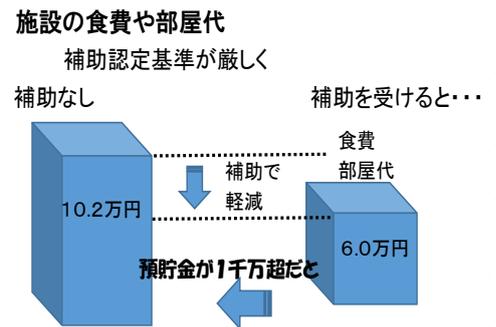


図3

III 2025年を見据えた介護保険事業計画の策定

## 5 計画の策定スケジュール

	策定委員会	事務局（医療介護課）	国・県
26年 4月		策定委員会設置要綱に制定	
5月		策定委員会委員の選任（公募3名）	計画策定支援ワークショップ
6月	第1回策定委員会 役員選出 計画策定の趣旨説明 介護保険の概要等	公募委員の決定、選考結果の通知 委員の委嘱	医療・介護総合確保推進法成立
7月		ニーズ調査の実施 アンケート回収、分析作業	
8月	第2回策定委員会 ニーズ調査結果 高齢者保健福祉サービスの現状	サービス見込量積算	計画策定支援会議
9月		サービス見込量調整・保険料試算	県ヒアリング
10月	第3回策定委員会 計画素案	サービス見込量・保険料仮設定	
11月	第4回策定委員会 計画案		
12月		パブリックコメントの実施	
1月	第5回策定委員会 計画案の修正 保険料の試算		介護報酬改定
2月	第6回策定委員会 計画案の決定 保険料の決定	議案資料作成	
3月		市議会開会 介護保険条例の一部改正	
4月	第6期計画スタート	広報等で周知	

○介護保険法(抜粋)

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
- 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項

3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第七條に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○老人福祉法(抜粋)

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構  
想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」とい  
う。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとす  
る。

2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標
- 二 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策
- 三 その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

3 市町村は、前項第一号の目標(老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。)を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み(同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。)を勘案しなければならない。

4 厚生労働大臣は、市町村が第二項第一号の目標(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。)を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

5 市町村老人福祉計画は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して作成されなければならない。

6 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計  
画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。